

中区制 100 周年記念事業実行委員会 規約

(設置目的及び名称)

- 第1条 中区が令和 9 年 10 月をもって区制施行 100 周年を迎えるにあたり、各種記念事業や地域連帯の醸成等を目的に実施される事業を円滑に行うこととする目的として、実行委員会を設置する。
- 2 実行委員会の名称は、「中区制 100 周年記念事業実行委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(事業)

- 第2条 委員会は、前条第1項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。
- (1) 区制 100 周年記念事業に関すること。
 - (2) 令和 8 年度及び令和 9 年度の中区民祭り「ハローよこはま」の実施に関すること。
 - (3) その他目的達成のため必要な事業の実施に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、別表に掲げる各種団体の代表者、その他の者とし、委員会の設立に係る総会における委員会名簿の承認をもって決定する。
- 2 委員長は、必要がある時は新たに委員を委嘱することができる。
- 3 委員がその属する団体等の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

(役員)

- 第4条 委員会に、次の役員を置く。
- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 監事 2 名
- 2 委員会の委員長は、委員会の委員の互選により定める。
- 3 委員会の副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員会の監事は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

- 第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、委員会の会計を監査する。

(名誉特別顧問及び特別顧問、顧問)

第6条 委員会に、名誉特別顧問及び特別顧問、顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、委員長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、委員会の設立に係る総会における委員会名簿の承認をもって決定する。
- 4 顧問等は、委員会の事業の実施に関し意見を述べることができる。

(参与)

第7条 委員会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、委員長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、委員会の設立に係る総会における委員会名簿の承認をもって決定する。
- 4 参与は、委員長が必要と認める事項について相談に応じる。

(任期)

第8条 顧問等及び参与の任期は、委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(報酬)

第9条 顧問等及び参与の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第10条 委員会の会議は、総会とする。

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 委員会に係る基本方針に関すること。
- (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
- (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項

- 2 総会は、委員長が招集し、開催する。

- 3 総会は、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員等が総会に出席できない場合は、当該委員等は、次の各号に掲げるいずれかを行うことができる。これらの場合においては、当該委員等は、総会に出席したものとみなす。
 - (1) あらかじめ、委員会に対し書面をもって、審議事項に係る当該委員等の意見を表明すること。ただし、この場合において当該審議事項に係る可否が書面上明らかでないときは、第6項の議決については、棄権したものとみなす。
 - (2) あらかじめ、委員会に届け出ることにより、当該委員等の権限を委員長又は他の委員等に委任すること。
 - (3) あらかじめ、委員会に届け出ることにより、当該委員等が指定する者を代理として総会に出席させること。
- 5 総会の議長は、委員長が務める。
- 6 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決定する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に出席を求めることができる。
- 8 顧問等及び参与は、総会に参加し、意見を述べることができる。

(委員長の専決処分)

- 第12条 委員長は、総会を招集するいとまがないときは、総会の決議事項について、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の総会において報告しなければならない。

(部会)

- 第13条 委員会は、第2条に掲げる事業の実施等について具体的かつ機動的に推進するため、委員会に、部会を置くことができる。
- 2 部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(事務局の設置)

- 第14条 委員会の事務を処理するため、中区役所内に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、中区副区長をもってこれに充て、事務局の事務を掌理する。

(経費)

- 第15条 委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
ただし、委員会の設立年度の会計年度は、委員会設立の日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第 17 条 委員長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を受けることとする。

(決算)

第 18 条 委員長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に提出し、承認を受けることとする。

(解散)

第 19 条 委員会は、第 1 条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。
2 前項の規定にかかわらず、委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。